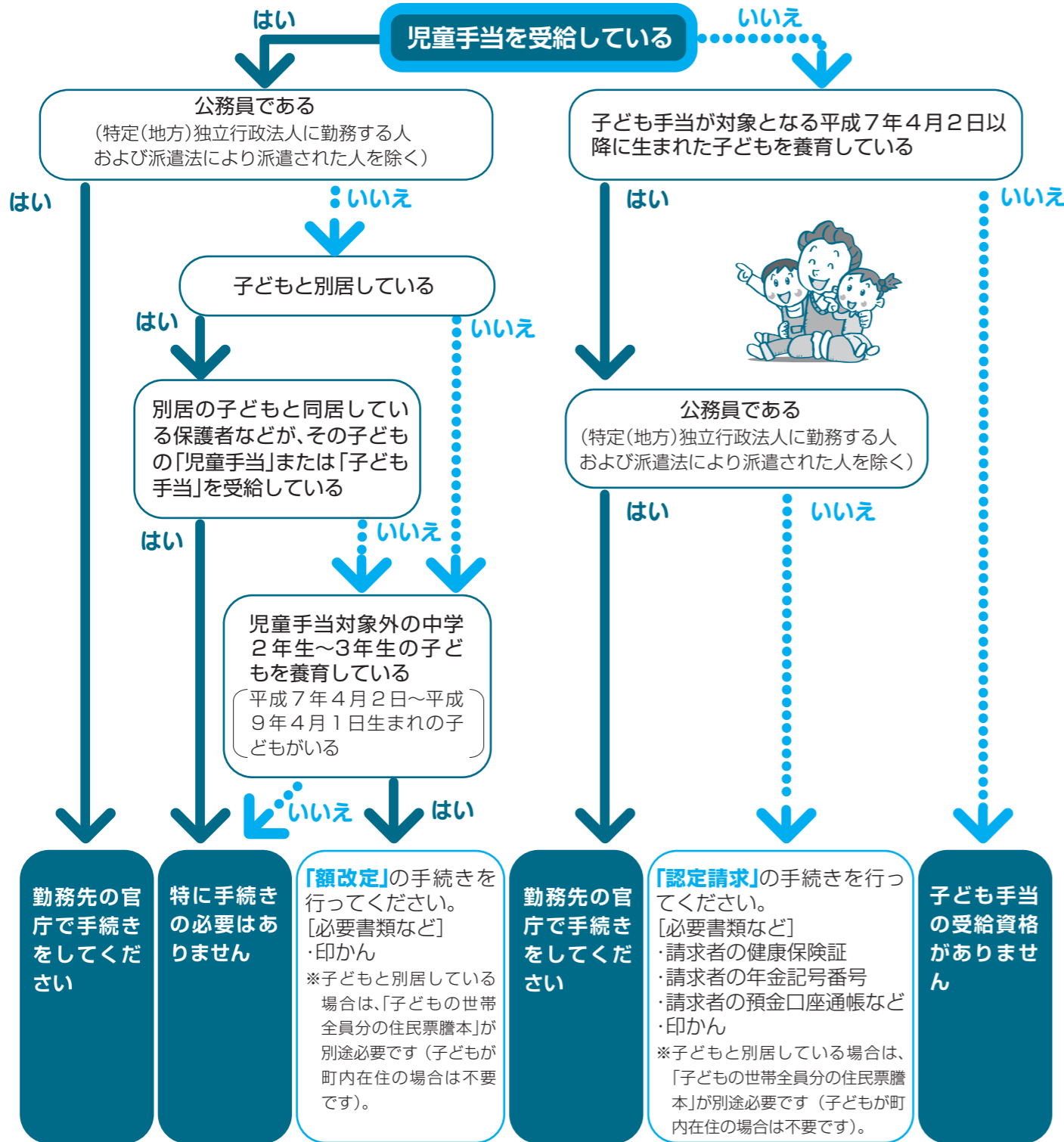


子ども手当の手続き フローチャート

受給要件

中学校3年生まで(平成7年4月2日以降に生まれた子ども)を監護(※1)している保護者で、生計を維持する程度の高い人(恒常的に所得が高い人)が子ども手当を受給できる**請求者**(子どもではありません)となります。



子ども手当の手続きは
9月30日(木)までに!

子ども手当の手続きは、9月30日(木)まで(土・日・祝日除く)に福祉課または武蔵ヶ丘支所で行ってください。9月30日までに手続きをしないと、4月分からさかのぼって支給されますが、期限を過ぎて手続きをしないと、手続きした翌月からの支給になりますので、ご注意ください。
※6月の支払いに間に合わせたい場合は、5月31日(月)まで(土・日・祝日除く)に手続きをしてください。

※このフローチャートにあてはまらない場合は、福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

問い合わせ

福祉課 子育て支援係

☎ 232-4913

中学校3年生までの子どもを養育している皆さんへ 子ども手当制度がはじまります!!

平成22年4月から、子ども手当制度がはじまります。
この制度は、次代を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するために行われ、中学校3年生までの子どもを養育している人が対象です。
今まで児童手当を受けていた人のほか、所得制限などで児童手当を受けられなかった人や、平成7年4月2日以降に生まれた子どもを養育している保護者も対象となります。
手続きについては、次ページのフローチャートでご確認ください。

●受給対象

中学校修了前までの子ども
(15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある人)

●受給者

子どもを監護(※1)している人で、子どもの生計の中心者(所得が高い人)が、受給者(請求者)となります。

※1 監護とは、子どもの生活上、通常必要とされる監督・保護を行っていることをいいます。

●支給額(月額)

13,000円
(平成22年4月分～平成23年3月分)

●支給月

2月・6月・10月
※支払日は、支給決定時に通知します。

●子ども手当の寄附

子ども手当は、寄附をすることができます。寄附された子ども手当は、子どもの健やかな育ちを支援するために使われます。



●今まで児童手当を受けていなかった人

[手続きに必要なもの]
・印かん
・請求者の健康保険証
・請求者の年金記号番号
・請求者名義の預金口座通帳またはキャッシュカード
(支店コード・口座番号が記載されているもの)

※請求者は、子どもではありません。

●子どもと別居している人(子どもが町外に住んでいる場合)

子どもの世帯全員分の住民票謄本(本籍・筆頭者・続柄記載のもの)が必要です。

●今まで児童手当を受給していた人

児童手当の受給者で、中学2年生～3年生(平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ)の子どもを養育している人は、手続きが必要です。

ただし、平成9年4月2日以降に生まれた子どものみを養育している場合は、今回手続きの必要はありません(出生・転入を除く)。

児童手当と子ども手当のQ&A

Q 児童手当と子ども手当の違いって何?

児童手当 (平成22年3月まで)	受給対象	子ども手当 (平成22年4月から)
小学校修了前まで (満12歳以後の最初の3月31日までの子ども)	あり	中学校修了前まで (満15歳以後の最初の3月31日までの子ども)
なし	なし	なし
第1子・第2子 5,000円 3歳未満・第3子以降 10,000円	支給額(月額)	平成22年度中 13,000円
毎年2・6・10月	支給月	毎年2・6・10月

Q 今までもらっていた児童手当はどうなりますか?

平成22年3月分までは児童手当、平成22年4月分からは子ども手当として支払われます。現在、児童手当を受けている人には、後日、変更分の支払通知書を送付します。

